

2023年11月29日に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(法律番号79)が、段階的に施行され、そのうち「書面交付の原則デジタル化」(「書面交付義務」から「情報の提供等」に抜本的に見直し)に関する金融商品取引法の改正条文は2025年4月1日に施行されました。

併せて「金融商品取引業等に関する内閣府令」および日本証券業協会の関連諸規則も改正され、同じ2025年4月1日に施行されました。

この改正に伴い『証券外務員二種対策問題集』を、次のように訂正します。

【第2章 金融商品取引法】

● p.10【問題15】の問題文を差し替え

金融商品取引業者等は、金融商品取引契約を締結しようとするときには、あらかじめ、顧客に対し、金融商品取引契約に係る事項に係る情報を提供しなければならない。

● p.12【問題16】の問題文を差し替え

金融商品取引業者等は、金融商品取引契約を締結しようとする時は、あらかじめ、顧客に対して金融商品取引契約に係る事項に係る情報を提供しなければならないが、その提供すべき事項に「手数料等、顧客が支払うべき対価に関する事項」は含まれるが、「金利、通貨の価格変動により損失が生じるおそれ」は含まれない。

● p.12【問題17】の問題文を差し替え

金融商品取引業者等は、当該顧客に対して過去1年以内に同種の内容の金融商品取引契約について契約締結前交付書面に記載すべき事項に係る情報の提供を行っている場合、契約締結前の情報の提供等を要しない。

● p.12【問題18】の問題文を差し替え

金融商品取引業者等は、原則として金融商品取引契約が成立したときは、遅

滞なく、顧客に対し、金融商品取引契約に関する事項その他の内閣府令で定める事項に係る情報を提供しなければならない。

● **p.12【問題19】の問題文を差し替え**

金融商品取引業者等が、情報の提供義務に違反した場合、当該金融商品取引業者と違反行為者は行政処分の対象となる。

● **p.12【問題21】の問題文を差し替え**

金融商品取引業者等は、有価証券の売買等に関する顧客の注文について、最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定め公表しなければならないが、最良執行方針等に係る情報を提供する義務はない。

● **p.13【問題17】**

解説文を削除

● **p.13【問題18】**

解説文を削除

● **p.13【問題19】の解説文を下記に差し替え**

情報の提供義務に違反した場合、行政処分の対象となるほか、違反行為者と法人（金融商品取引業者）が処罰の対象となる。

● **p.13【問題21】の解説文を下記に差し替え**

最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定め、公表し、最良執行方針等に係る情報を提供しなければならない。

● **p.25【問題71】に下記の解説文を追加**

なお、金融商品取引業者等は、目論見書の記載事項を電磁的方法により提供することについて、電磁的方法又は電話その他の方法により顧客から同意を得ていることなど、一定の場合は、当該目論見書の交付に代えて、目論見書の記載事項を電磁的方法により提供することができる。

● **p.27【問題72】の解説文の最後に下記文章を追加**

なお、一定の要件を満たす場合、当該目論見書の交付に代えて、目論見書の記載事項を電磁的方法により提供することができる。

【第3章 金融商品の勧誘・販売に関する法律】

● **p. 37【問題3】の解説文中、下記文章を削除**

「書面の交付による方法でも可能だが、」

【第6章 協会定款・諸規則】

● **p.65【問題11】の解説文の最後に下記文章を追加**

なお、協会員は、内部者登録カードについて、電磁的記録により作成及び保存することができる。

● **p.68【問題29】問題文の語句**

「契約締結時交付書面」を「契約締結時等交付書面」に変更

● **p.69【問題27】の解説文の最後に下記文章を追加**

なお、照合通知書に記載すべき事項について、電磁的方法により提供することができる。

● **p.79【問題66】に下記の解説文を追加**

なお、約款の交付に代えて電磁的方法により提供することができる。

【第10章 投資信託及び投資法人に関する業務】

● **p.139【問題43】の解説文の最後に下記文章を追加**

なお、一定の要件を満たす場合、交付目論見書は、電磁的方法により提供できる。

● **p.143【問題60】**

解説文に下記文章を追加し、参照ページを変更

「投資信託委託会社は、各投資信託財産の決算期末ごとに遅滞なく運用報告書

を作成し、受益者に交付（又は電磁的方法による提供）しなければならない。」

㊦284→㊦288

【模擬想定問題 2】

● p.243問15の選択肢1の解説の最後に下記文章を追加

なお、照合通知書は、電磁的方法により提供することも可能である。

● p.243問17の選択肢1の解説に下記文章を追加

なお、約款の交付に代えて、電磁的方法により提供をすることも可能である。

以上